

2014年度学院留学 研究成果概要

種 別：学院留学（長期）
所属・職・氏名：法学部・教授・木村 仁
研 究 課 題：信託違反に対する救済に関する研究
留 学 期 間：2014年8月25日～2015年8月28日
留 学 先： 国・都市 イギリス・ロンドン
研究機関 ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン

研究成果概要

学院留学期間中は、主としてイギリス信託法において、受託者が負う義務に違反した場合、受益者がいかなる救済を得られるかを中心に研究を行った。主要な研究成果は、次の3点である。

1) 第1に、受託者が信託義務に違反して、すなわち、利益取得禁止ルール (no profit rule) または利益相反禁止ルール (no conflict rule) に違反して利益を取得した場合に、受益者がその利益の信託財産に対する返還を請求することができるのは疑いが無いが、その際に、受益者は債権的請求権を有するにとどまるのか、あるいは受託者の一般債権者に先んじて、物権的な返還を求めることができるのかについては、争いがある。

2014年にイギリス最高裁で下された FHR European Ventures LLP v Mankarious 事件判決は、受託者（代理人）が信託事務を処理する際に第三者から得たわいろにつき、これを受益者（本人）の財産として物権的な保護を与えることを認めた。最高裁は、「物権的帰属の法理の適用範囲を制限することを肯定する者は、本人に物権的帰属を認めると、代理人の一般債権者の利益を害するとの主張を展開する。この点は、一定のコンテキストでは重要視されるが、賄賂や認められない手数料に関する事件では、制約を受ける。第1に、賄賂や認められない手数料のプロシーズは、そもそも代理人の破産財産を構成すべきではない。破産した代理人が義務を果たしておれば、その利益は生じなかったからである。第2に、賄賂や認められない手数料は、本人が得たであろう取引から利益を減少させるものであり、したがって、本人の財産であるといえるからである。」と判示した。信託財産との物的関連性を緩やかに捉えて、受益者の物権的保護を強化する考え方である。

我が国では、受託者が忠実義務に違反して第三者からわいろやリベートを取得した場合、当該利益と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定する規定が置かれているが（信託法40条3項）、信託法16条が規定する「信託財産に属する財産の管理…その他の事由により受託者が得た財産」であるといえるか、あるいは、受託者の競合行為における介入権的処理（信託法32条4項）にもとづいて、受託者が破産した場合において受益者に物権的な保護を認める可能性が考えられる。我が国でも、受託者が忠実義務に違反して利益を取得したとき、一定の場合においては、イギリス法と同様に、受益者に物権的保護を認めてよいのではないかと考えられる。我が国における物上代位の考え方、不動産登記制度、そして旧会社法における介入権制度

との整合性を考慮して、さらに考察を深める予定である。

2) 第2に、受託者がその義務に違反した場合に負う損失てん補責任の範囲に関して、近時重要な最高裁判決が下されたので、これについて詳細な検討を行った。2014年のAIB Group (UK) plc v Mark Redler 事件においては、X銀行(原告)は、債務者Aに対して、330万ポンドの融資をすることを約束したが、当時当該不動産には、B銀行が約150万ポンドについて第一抵当権を設定していた。X銀行は、ソリシタY(被告)に対して既存の債務をすべて弁済して、抵当物を受戻したうえで、貸付を行うことを指示し、Yに330万ポンドを送金し、この金銭はYにより信託によって保持されることとなった。Yは、Aに対する貸付の総額を誤解し、Aの総債務に不足する額しかB銀行に支払わなかったため、約31万ポンドの債務が残ることとなった。B銀行は第1抵当権を抹消することを拒否し、結局X銀行は第2抵当権を取得するにとどまった。その後Aが支払い不能に陥り、B銀行が不動産に対する受戻権を実行したが、当該不動産の市場価格が下落して120万ポンドの売却額であったため、X銀行は約87万ポンドしか回収できなかった。X銀行は、エクイティ上の損失てん補を求めて、Yに対して貸付総額である330万から回収することができた約87万ポンドを差し引いた約243万ポンドの支払いを請求した。これに対してYは、X銀行の損失額は、B銀行の第1抵当権が適切に消滅されておればXが受け取ったであろう額から、回収できた額を差し引いた金額(約27万ポンド)であると主張した。

イギリス最高裁は、「損失てん補額は、通常は事実審理の時を基準とし、後知恵的な考慮にもとづき、算定されるべきである。損失に対する予見可能性は問題とならないが、損失は、義務違反から直接発生したものでなければならぬ」と述べて、Yの主張を認めた。すなわち、受託者の権限違反による信託財産の処分の場合にも、損失てん補責任の範囲は、因果関係によって画定されるとしたのである。本判決は商事信託の事例であり、本判決の理由が民事信託にまで適用されるかは明らかではないが、エクイティ上の損失てん補責任を、コモン・ロー上の損害賠償責任に近接させたという意味において意義のある判決であるといえる。本判決をめぐる研究会等にも出席することにより、イギリス信託法の近時の動向につき、理解が深められた。

3) 第3に、受託者の信託違反に関与した第三者の責任の性質についても検討した。Millet 裁判官によれば、「ある者が、信託財産を受領し、かつそれが信託財産であり、信託違反によって譲渡されたことを、現実を知っていたかまたは知っていたと擬制される場合に、擬制受託者として責任を負う。」という。最近では、信託財産を受領していないが、信託違反に関与した者の責任については、その法的責任の内容と性質は不法行為責任に近似することが学説で主張されている。他方で、受託者の権限外の処分により信託財産を受領した第三者の主たる義務は、第三者の手元にある特定の財産を受託者または受益者に譲り渡して原状回復すること、または、明示信託の受託者のアナロジーにより、当該財産の価額を支払うことであるとされている。重要なことは、受益者は処分された信託財産につき、物権的な保護を受け、さらに、第三者が受領した信託財産の価値が変形したとしても、受益者はその価値変形物をトレースして、返還を求めることができるとされていることである。イギリス法においては、受益者に多彩な救済内容が認められていることが看取された。

我が国では、受託者が信託財産を権限外で第三者に処分した場合に、第三者が権限外行為で

あることにつき悪意または重過失であれば、受益者は当該処分行為を取消することができるとし
か規定されていないが（信託法 27 条）、イギリス法の判例および学説を検討することにより、
受益者に多様な救済を認める理論的基礎を探求することができた。

以上のとおり、2014 年度の学院留学期間中、イギリス法の最新の動向にもとづいて、主とし
て受託者の信託義務違反に対する救済法理に関する研究を進め、我が国の信託法または民法と
の比較検討を行うことができた。その成果は、近日中に論文として公表する予定である。